

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の5第1項の規定により、以下のとおり建設業の許可を取り消しましたのでお知らせします。

令和8年6月

1 許可取消しの原因

廃業届の提出があり、建設業法第29条第1項第5号に該当するため。

※違法行為等による取消処分ではありません。

2 廃業業者一覧

	許可番号			商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消処分に係る建設業の種類	許可の取消処分年月日
全部廃業								
1	島根県知事許可	(般 07)	第8958号	(有) 細木板金店	細木 均實	雲南市大東町上佐世 6 4 8 - 2	許可を受ける全ての建設業	令和8年6月3日
2	島根県知事許可	(般 03)	第7861号	山陰丸和林業 (株)	北岡 幸一	松江市西津田 1 - 2 - 1 4	許可を受ける全ての建設業	令和8年6月5日
3	島根県知事許可	(般 04)	第5667号	北陽開発 (株)	和田 京子	江津市桜江町鹿賀 6 3 3	許可を受ける全ての建設業	令和8年6月16日
4	島根県知事許可	(般 05)	第8782号	(有) 三和建设	藤森 正人	出雲市大社町杵築西 1 6 0 8 - 2	許可を受ける全ての建設業	令和8年6月23日
5	島根県知事許可	(般 04)	第6935号	(有) 前谷工務店	前谷 建治	大田市仁摩町仁万 1 6 9 - 3	許可を受ける全ての建設業	令和8年6月25日
一部廃業								
1	島根県知事許可	(般 04)	第2543号	(株) 丸惣益田	齋藤 修二	益田市横田町 4 1 3 - 1	左	令和8年6月1日
2	島根県知事許可	(般 03)	第9472号	(株) 来間塗装店	来間 敏彦	出雲市斐川町上直江 2 1 3 9 - 1 3 9	建、大、左、と、石、屋、タ、 鋼、筋、板、ガ、防、内、絶、 具	令和8年6月4日
3	島根県知事許可	(般 08)	第1319号	(株) 宍道建設	渡部 欣治	松江市宍道町昭和 8 5	建	令和8年6月5日
4	島根県知事許可	(特 05)	第8829号	(株) イズコン	福田 克也	出雲市大津町 1 7 7 8 - 1	管	令和8年6月23日

※ 上記略字の工事業名は以下のとおり
「土」土木工事業，「建」建築工事業，「大」大土工事業，「左」左官工事業，「と」とび・土工事業，「石」石工事業，「屋」屋根工事業，「電」電気工事業，「管」管工事業，「タ」タイル・れんが・ブロック工事業，「鋼」鋼構造物工事業，「筋」鉄筋工事業，「舗」舗装工事業，「しゅ」しゅんせつ工事業，「板」板金工事業，「ガ」カラス工事業，「塗」塗装工事業，「防」防水工事業，「内」内装仕上工事業，「機」機械器具設置工事業，「絶」熱絶縁工事業，「通」電気通信工事業，「園」造園工事業，「井」さく井工事業，「具」建具工事業，「水」水道施設工事業，「消」消防施設工事業，「清」清掃施設工事業，「解」解体工事業